

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

<p>特別管理産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">2025年 6月 20日</p> <p>大阪府知事 殿</p> <p style="text-align: center;">提出者 住 所 大阪府摂津市西一津屋1番1号 氏 名 ダイキン工業株式会社 淀川製作所 執行役員所長 村井 哲 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 06-6349-0259</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	淀川製作所
事業場の所在地	大阪府摂津市西一津屋1番1号
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	16. 化学工業 25. 汎用機械器具製造業 27. 業務用機械器具製造業
②事業の規模	65,711百万円
③従業員数	2,636人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項															
(管理体制図) 別紙2の通り															
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（2024年度）実績】				【前年度（2024年度）実績】				【前年度（2024年度）実績】				【前年度（2024年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類		①引火性廃油	②強酸	③強アルカリ	④感染性廃棄物	⑤汚泥（有害）	⑥廃水銀	-	-	-	-	-	-	-	
排出量		121 t	676 t	2,691 t	0.3 t	0.17 t	0.002 t	- t	- t	- t	- t	- t	- t		
①現状				②計画				③現状				④計画			
(これまでの実施した取組) ・燃焼マニagementsシステムによる排出原単位削減目標設定と削減取組みの継続的実施 ・廃ガス洗浄工程の運転条件見直しによる腐食性廃アルカリ発生抑制 ・製品設計段階から廃棄物の抑制を促す新たな環境影響評価指標の導入				(今後実施する予定の取組) ・2030年度を目標年度とする排出物削減取組み計画を事業部門毎に設定して取組む ・廃ガス洗浄工程の運転条件見直しによる腐食性廃アルカリ発生抑制 ・製品設計段階から廃棄物の抑制を促す環境影響評価指標の活用											
【目標】				【目標】				【目標】				【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類		①引火性廃油	②強酸	③強アルカリ	④感染性廃棄物	⑤汚泥（有害）	⑥廃水銀	-	-	-	-	-	-		
排出量		119 t	668 t	2,622 t	0.3 t	0.17 t	0.001 t	- t	- t	- t	- t	- t			
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項															
①現状		(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生工程毎に産廃物性状による分類の実施 分別アプリの導入													
②計画		(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 従来の取組み継続													

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（2024年度）実績】				【前年度（2024年度）実績】				【前年度（2024年度）実績】				【前年度（2024年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②強酸	③強アルカリ	④感染性廃棄物	⑤汚泥（有害）	⑥廃水銀	-	-	-	-	-	-	-	-	
①現状	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	
	（これまでに実施した取組） 行っていない														
②計画	【目標】			【目標】			【目標】			【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②強酸	③強アルカリ	④感染性廃棄物	⑤汚泥（有害）	⑥廃水銀	-	-	-	-	-	-	-	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	
（今後実施する予定の取組） 予定なし															
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（2024年度）実績】				【前年度（2024年度）実績】				【前年度（2024年度）実績】				【前年度（2024年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②強酸	③強アルカリ	④感染性廃棄物	⑤汚泥（有害）	⑥廃水銀	-	-	-	-	-	-	-	-	
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	
自ら中間処理により 減量した特別管理 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	
（これまでに実施した取組） 行っていない															
②計画	【目標】			【目標】			【目標】			【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②強酸	③強アルカリ	④感染性廃棄物	⑤汚泥（有害）	⑥廃水銀	-	-	-	-	-	-	-	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	
自ら中間処理により 減量する特別管理 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	
（今後実施する予定の取組） 予定なし															

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
【前年度（2024年度）実績】				【前年度（2024年度）実績】				【前年度（2024年度）実績】				【前年度（2024年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②油酸	③強アルカリ	④感染性廃棄物	⑤汚泥（有害）	⑥廃水銀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
①現状	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	
	（これまでに実施した取組） 行っていない															
②計画	【目標】															
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②油酸	③強アルカリ	④感染性廃棄物	⑤汚泥（有害）	⑥廃水銀	-	-	-	-	-	-	-	-	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	
	（今後実施する予定の取組） 予定なし															
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
【前年度（2024年度）実績】				【前年度（2024年度）実績】				【前年度（2024年度）実績】				【前年度（2024年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②油酸	③強アルカリ	④感染性廃棄物	⑤汚泥（有害）	⑥廃水銀	-	-	-	-	-	-	-	-		
①現状	全処理委託量	121 t	676 t	2,691 t	0.3 t	0.17 t	0.002 t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t		
	優良認定処理業者への処理委託量	107 t	676 t	2,615 t	0.3 t	0.17 t	0.002 t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t		
	再生利用業者への処理委託量	55 t	506 t	276 t	0.3 t	0 t	0 t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t		
	認定熱回収業者への処理委託量	25 t	2 t	1,462 t	0 t	0 t	0 t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	39 t	71 t	950 t	0 t	0 t	0 t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t		
（これまでに実施した取組） ・処理委託開始前にWDS及び現物サンプルによる廃棄物性状確認の実施と廃棄工程変更時のWDS見直し ・WDSを管理するシステムの構築 ・処置委託前の現地確認及び定期的な現地確認の実施、電子マニフェストシステムを用いた処理進捗の監視 ・現地視察する人員を強化、現地視察時のチェックリストを更新、自社他拠点やグループ会社と現地視察情報を共有し効果的に現地視察を進めた。 ・WDSに関する教育を実施。																

	【目標】			【目標】				【目標】				【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②油酸	③強アルカリ	④感染性廃棄物	⑤汚泥(有害)	⑥廃水銀	-	-	-	-	-	-	-	-
②計画	全処理委託量	119 t	668 t	2,622 t	0.3 t	0.17 t	0.001 t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
	機長認定処理業者への処理委託量	100 t	668 t	2,600 t	0.3 t	0.17 t	0.001 t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
	再利用業者への処理委託量	54 t	500 t	270 t	0.3 t	0 t	0 t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
	認定回収業者への処理委託量	24 t	1.8 t	1,400 t	0 t	0 t	0 t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
	認定回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	38 t	70 t	950 t	0 t	0 t	0 t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 構築したWDSの管理システムの改善とシステム運用。 システムを活用した現地廃捨結果の関係者との共有し、委託先の新規開拓などで効率的なアクションにつなげる。														
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(2024年度)実績】														
	特別管理産業廃棄物 出 (より厳化ビフェル廃棄物を除く。)	3,488 t													
	(今後実施する予定の取組等) 2024年度に電子マニフェスト導入し、全ての特別管理産業廃棄物について電子マニフェストを使用 従来の取組みの継続														
※事務処理欄															

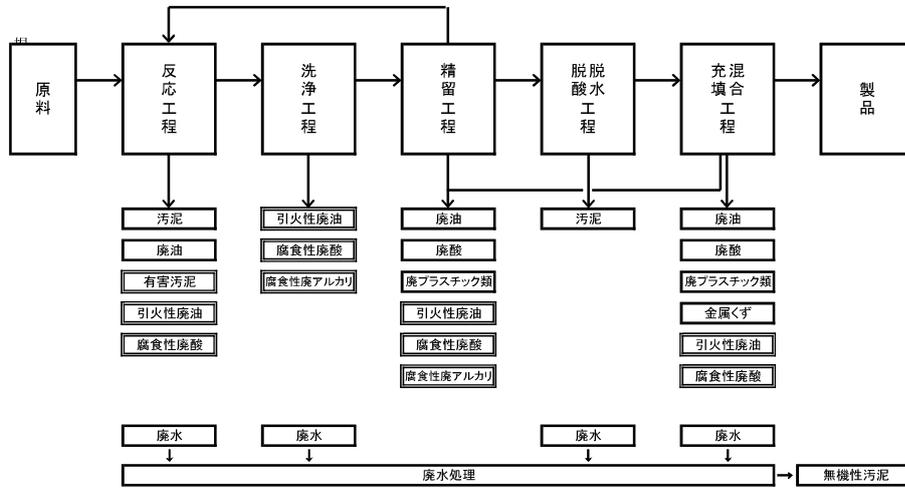
(第6面)

備考

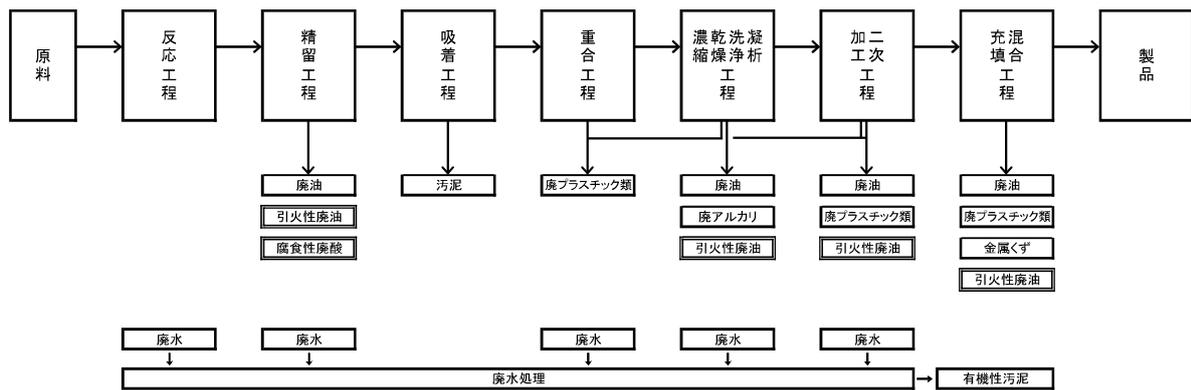
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1. 産業廃棄物発生工程フロー

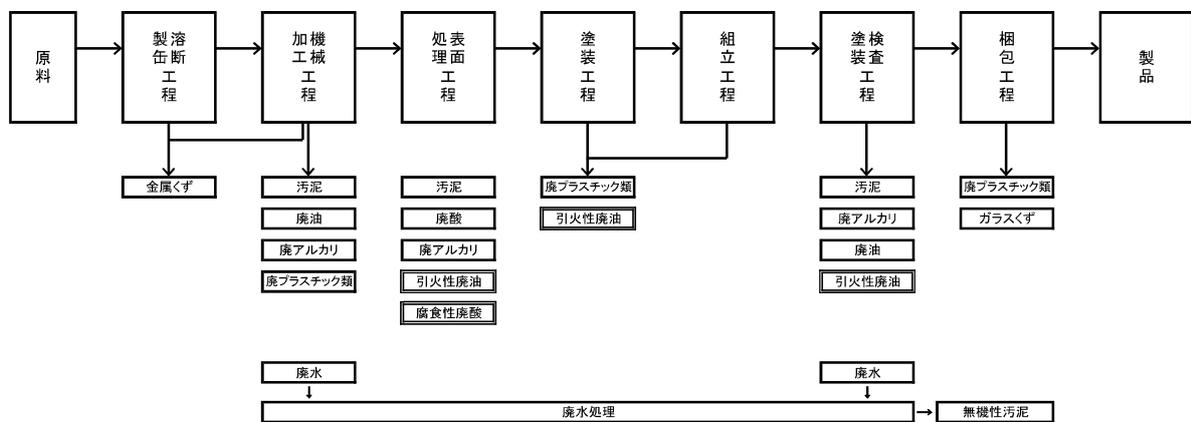
化学品製造工程フロー図



フッ素樹脂製造工程フロー図

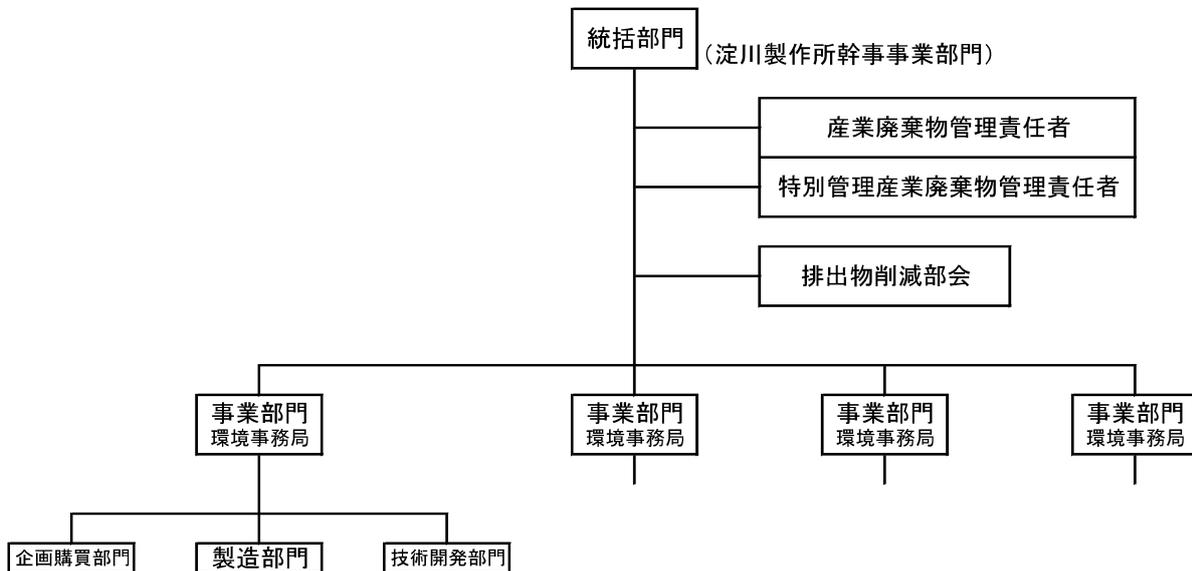


機械製造工程フロー図



別紙2. 管理体制図及び各部署の役割

〔管理体制図〕



〔各部署の役割〕

部署	役割
統括部門	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の発生工程ごとの発生量・性状の把握 産業廃棄物ごとの処理委託業者の選定及び契約管理 電子マニフェストの運用管理 処理委託台帳の管理 処理委託先の処理状況視察(定期及び不定期) 行政に対する報告等 産業廃棄物の適正管理及び減量化に関する社内啓発 事業場共通発生廃棄物の集積管理及び処理委託先への引渡し 中間処理施設の維持管理に関する情報開示 各部門間の調整及び指示
排出物削減部会	<ul style="list-style-type: none"> 事業場共通発生品の分別・再資源化に関する企画立案 事業場共通発生品の分別回収に関する社内啓発
事業部門環境事務局	<ul style="list-style-type: none"> 自部門で発生する産業廃棄物の発生工程ごとの発生量・性状の把握 自部門で発生する産業廃棄物の適正管理に関する部門内啓発 自部門で発生する産業廃棄物の減量化計画の策定及びその実行
製造部門	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 産業廃棄物発生工程の設備及び運転状況の管理 産業廃棄物保管場所の維持管理及び保管状況の管理 中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等 産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 上記について自部門の環境事務局に報告
技術開発部門	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物発生量削減等の製造プロセス検討 副製品の有効利用に関する技術検討
企画購買部門	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理費用及び技術検討費用の予算管理 産業廃棄物処理委託料金支払いによる業者管理